

日程第15 議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第15 議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番 中西君。

〔8番（中西峰雄君）登壇〕

○8番（中西峰雄君）それでは、議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方が自主的・主体的に決定し実施すべき権限と財源、さらには責任を地方自治体に移譲する国と地方の役割の見直し、いわゆる地方分権が言われて久しいが、いまだ十分に進展したとは言いがたい。

しかしながら、地方分権は進むべき大きな方向であり、地方自治体の二元代表制の首長はもちろん、地方議会が果たすべき役割と責任はますます重要度を増している。地方議会を一層充実強化することは、地方分権に必須の事柄である。

このことを強く自覚した私たち橋本市議会は、平成23年3月に議会改革検討会を組織して議会改革に取り組み、議員定数についても検討を重ねてきた。

議会は、団体意思の形成過程において民意を踏まえ、質の高い議論をすることはもちろん、社会通念上適切な効率性と経済性をあわせ持たなければならない。本条例はそうした観点から議論を重ね、現在の22人を20人に削減することを提案するものであります。

本市議会は、合併後初めての改選時、平成19年4月は定数24人であったが、次の改選時、平成23年4月には22人に削減した。その削減をした条例の提案理由の中で、時に応じては、さらなる削減も検討しなければならない状況を視野に入れた定数であると述べられている。今、さらなる削減を必要とする状況にあると判断するに至った主な理由は、以下のとおりである。

まず、他市の状況を見ると、5万人から10万人までの市の全国平均は23人である。近畿の5万人から10万人までの46市の平均は21人であり、大阪府下の平均は18人、奈良県下の平均は19人となっている。近隣市の河内長野市、人口11万4,000人は18人、富田林市、人口11万9,000人は19人、大阪狭山市、人口5万7,500人は15人であり、奈良県下でも大和高田市、天理市、香芝市は、本市より人口は多いが定数は18人である。このように本市の定数は全国平均から見ると決して多いとは言えないが、近隣市と比べると多いと言わざるを得ない。

また、本市は行財政改革に取り組んで努めてきたが、減り続ける人口と税収、増え続ける起債残高、ちなみに平成18年度一般会計で約260億円の起債残高が、平成26年度推計では365億円と、105億円の増加の見込みとなっています。県下最悪の将来負担比率や経常収支比率の悪化、増大する福祉等、合併後の本市財政はますます厳しさを増している。市財政が改善の方向にあるならばともかく、悪化し続ける現状を見るに、財政負担を軽減するために一定の削減はやむを得ないものと考える。

議員間では、削減すべきでないとする意見

もある。定数の削減は民意の反映を損なうというのが主な理由であるが、そもそも、議員数が多ければより多く民意を反映できるものでも、より質の高い議会になるものでもないし、逆に、議員数が少ないからといって民意を反映できず、質の低い議会になるというものでもない。また、本市よりも定数の少ない近隣市の議会が、本議会よりも民意を反映していないと判断するに足りる十分な合理的な理由はない。要は、選出される議員の質と自覚、住民の市政や議員への関心と行動にかかっているのである。

定数についても、最後は有権者の選択に委ねられている。すなわち、有権者は、少ないと感じれば議員数を増やすことを公約とする候補者に投票し、多いと感じれば議員数を削減することを公約とする候補者に投票することで、おのずと民意は反映される。

また、財政削減のためであれば、報酬の減額で対応すべきという意見もある。しかし、日本国が人口減少時代に入り、高度成長時代のように拡大するパイを国主導で配分し、地方は概ね国の指導に従っていれば良い時代は終わり、国も地方も負の配分さえも考えなければならぬ時代となっている。地方分権、地方の自立が求められる背景には、そうした社会経済情勢の大きな変化がある。

そうした中、地方自治体は限られた財源を使って、地域の活性化や住民の福利厚生を図っていくという困難な課題に取り組まねばならず、繰り返すが、議会の果たすべき役割と責任はますます重要度を増している。

これを鑑みれば、首長のみならず議員も議員活動に専念できる一定の報酬が必要と考える。議員は常に研さんに努め、行政のチェックのみならず積極的に政策提言を行い、議会をより一層市民に資する議会にするように努めなければならない。それを保障し、さらに

は志の高い優秀な人材を議会に迎えるためにも、報酬はむしろ増額することが望ましい。残念ながら、今はそれを許す状況ではないが、少なくとも現報酬は維持すべきものとする。

議員間では、近隣市との比較から、定数を18人あるいは16人とすべきとする意見もあるが、定数は一律に人口だけを考慮して決めるべきものではなく、各自治体の諸事情によって適正数は異なる。一般に、人口が多くても市域が狭い市は定数が少ない。まちの地形、歴史、文化、社会構造、経済構造によって、また、財政状況によっても適正数は異なっている。それら諸事情を総合考慮して、次回改選時の定数を20人とすることを最適と考えて、本条例を提案する。

最後に、近い将来において、議員報酬の増額を是とする状況が本市に訪れることを期待するとともに、さらなる削減を必要とすることもあり得ることを付け加えて、提案理由とする。

議員諸兄のご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対理由の一つは、民主的市政運営の基本は、二元代表制によって保障されています。議員定数の削減は、民主的市政運営の保障をなくしかねないことを危惧いたします。市政運営で、市民から選出された市長は絶対的な権力を持ちます。このことから、市長の市政運営をチェックする役割を持つ議員も、市民から選出をされます。市長は、全国どこに住んでいる人でも市長になれます。一方、議員は、3カ月以上関係自治体に居住しないと議員になれません。このことから、二元代表制は市政運営のチェック役としての議員の資格を重視していると考えます。安易な議員定数の削減は行うべきではありません。

反対理由の二つは、議員定数の削減は、市政への民意の反映を困難にすることを危惧いたします。市民の声を市政に届ける仕事は、議員の大切な仕事であります。議員数が削減されればされるほど、市民の声が市政に届きにくくなることは明らかではないでしょうか。

反対理由の三つは、議会に要する経費の削減が求められているなら、議員定数を削減するのではなく、議員報酬の削減を行えばよいと考えます。1割を削減すれば、本議案議員定数2人削減より、経費は削減できると考えます。

反対理由の四つは、提案理由の説明で、議員報酬の引き上げを考えていると聞こえる説明がありました。また、政務活動費の引き上げを求める声も一部聞こえます。今、市民の暮らしはどうか。給料は減り続けています。年金も減り続けています。市民の暮らしは大変です。こんなとき、議員報酬、政務活動費

の引き上げは、言語道断であると申し上げて反対討論いたします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）議員定数を改正する本議案に賛成の立場で討論いたします。

かの有名なマックス・ウェーバーは、その講演で後に出版された「職業としての政治」で、政治家は情熱、責任感、判断力の三つの資質が必要だと述べました。地方分権改革の1丁目1番地は、決める主体の意識、つまり、議会議員の意識改革こそが欠かせません。この意識改革が行える環境を整えるため、国は地方分権改革推進委員会の勧告に基づく三つの地方自治法改正を行ってきました。

議員定数を地方が主体的に決定する権限を移譲したのが2000年の常任委員会の人口別上限数の削除、2006年の議員が複数の常任委員会に所属できるようにした、どちらも同じ地方自治法第109条の改正、2011年には議会の議員定数につき、人口別の上限数を定めていたのを廃止した地方自治法第90条、第91条の改正です。

今回の定数を定めるにあたり、当初から一貫し、削減を決めるのではなく、橋本市議会の運営が機能的かつ効率的で、民意を効果的に反映する会議体とはどうあるべきかを検討し、定数を定めるべきであると訴えてきました。当初16名を提案し、検討会、審議の過程で、18名が機能的かつ効率的で効果的な議会運営を行うことができる定数であることを説いてきました。

橋本市議会は市政全般にわたり気配り、目配りをする委員会活動主導型であるため、委員会出席議員の適正数を現在の8名から10名を下回らず、上回らず、変えることなく、その活動をこれまで以上にするには、地方自治

法第109条第2項の2006年改正、議員の複数の常任委員会に所属を採用し、議長の現状公務多忙な点から常任委員を辞退し、中立性を保った出席とし、また、委員長もその職務の重要性から、議会運営委員会と一つの常任委員会の複数所属を条件で、残る14人が複数の委員会所属とすることで、各委員会は現在と変わらない9名か10名の出席者で委員会運営ができると18名を示しました。

その反論として、20名でも複数所属ができるとされましたが、その場合、どの委員会も10名から12名の委員数と現在よりも多くなり、意見の集約や調査活動、また、行政視察予算も増えることとなり、議員一人当たりのコストが上がるにもかかわらず、定数18名に対する具体的反論もなく、20名に賛成する委員と会派意見が多いためと本議案がまとめられました。

その結果、定数削減するも複数委員会を採用することも、その説明に明言されず、議員活動を活性化する機能強化策も盛り込まれず、ただただ20名が妥当であろうから削減を決めるのは地方分権でなく、民意を恐れ、事なかれ主義のまちがった保守思想、自己保身意識が蔓延しているほかありません。

また、人口比で見る他市との比較では、地勢が同じ条件かどうかを可住地面積、つまり林野や耕作地を除く、人が居住する面積も同じ、また、総面積でも同じ、大阪からの距離もおよそ同じ奈良県天理市が18名であることを示し、また、天理市議会は、議会改革もその基本条例を見ても先進的であるにもかかわらず、もし、18名の複数委員会所属を採用すれば、奈良県天理市を超え、どこの県、市よりも違うなどと言われる議会改革となり得たはず。

橋本市の改革はただ変えるだけでなく、どこの市よりも違うなどと言われる内容にした

いと、議会改革検討会が設置された当初に現在の石橋議長が発せられた言葉が脳裏を離れません。あれは、言葉だけだったのでしょか。言行不一致の議会が本当に民意に応えることができますか。これが真の市民に開かれた議会と呼べるでしょうか。

とはいえ、1人で定数18名を主張することは、議員提出要件2名以上を満たすものでなければならず、かないませんが、現在の定数から削減する方向であることに違いはなく、心ならずも、不本意にも、本議案には総論賛成、各論反対の意思を表し、本議案採決を欠席し、退出させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

14番 中本浩精君。

〔14番（中本浩精君）登壇〕

○14番（中本浩精君）議員定数削減の賛成の立場から討論させていただきます。

橋本市の将来を本当に考えていく上において、少子高齢化が非常に進んでおります。提案理由の説明の中でもございましたが、本当に将来、財政的に非常に厳しい状況が待ち構えていると思います。市のほうでは、橋本市行政改革推進計画をもとに、人口の減少、歳入の減少と、この二つを想定していただき、それに対応する施策を講じて、より一層行財政改革を進めていこうと考えておられます。

議会におきましても、行財政改革の一端を担わなければならない。それは議会の責務だと私は思います。そして、議会改革を通して、より一層市民の皆さんから信頼される議会を構築していくことが大切なことだと思います。

以上の理由で、賛成の討論をさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論をします。

選挙というのは、どういうふうにして実態があるかといえば、私なりの理解としては、選挙上手な人が当選すると。落ちる人が、あるいは選挙の下の方で当選する人が、能力がないと限らない。能力があっても選挙が下手だったら、やっぱり選挙民にふだんからごまをするのが下手だったら、やっぱり得票数が少ないと。優秀な人から順番に当選できるのであれば、少なければ少ないほどいいですけども、いろんな事情で、まあ一つ一つ言うたら差しさわりがあるので、これは言わないですけど、いろんな事情でいろんな人が出てくるというような場合に、20人ぐらい、つまり、2人減らして20人ぐらいで運営していくのが、今まで10年間の議員生活を振り返ってみて適当ではないかと思しますので、2人削減して20というのが妥当であると思います。

いろんな理屈、今まで賛成、反対言うてましたけども、私の素朴な意見として聞いていただければありがたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（石橋英和君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）橋本市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今月10日の開会から本日まで19日間にわたりまして、ご提案させていただきました27件の案件すべてに対し、終始慎重なるご審議をいただき承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の過程でいただきましたご指導、ご助言につきましては、今後、十分尊重してまいりたいと考える所存でございます。

さて、先日も台風4号が九州へ接近いたしました。幸い、上陸することなく温帯低気圧

に変わりましたが、梅雨時でもあり、和歌山県でも24時間雨量が300mmを超えた地点がありました。本市では大きな被害はありませんでしたが、防災の重要性を再認識したところでございます。

このような自然災害に対応するため、議員の皆さまもご承知のとおり、4月の機構改革で、防災に特化した防災推進室を設けております。市民の命を守る防災・減災は何よりも大切なことでございます。今後とも最重要課題として取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

また、今回ご承認いただきました案件の中で、風疹ワクチン接種の費用がございましたが、過去最悪のペースで流行している風疹は、妊婦が感染すると、新生児に先天性心疾患や白内障、難聴といった先天性風疹症候群のリスクが高くなる病気です。ワクチン接種は風疹予防に極めて有効であります。また、今回の流行の多くは20代から40代の男性であるとの報道もございます。市といたしましても、広報啓発に努め、ご承認いただいたこの予算をできるだけ有効に活用するよう努めてまい

ります。

さらに、今回の議案では、消防通信指令事務の共同運用等に関する予算でございますが、これは、この4月に本市と高野町、伊都消防組合で締結した消防通信指令事務協議会設置に関する協議書に基づくものであり、平成28年度からの消防指令システムの共同運用を予定しております。共同運用が始まりますと、119番通報等を一元化することにより、特に本市にとっては効果があると考えております。今後とも消防の機能強化にも努めてまいりたいと思います。

今は、梅雨の真ただ中でございます。じめじめした気候が今しばらくは続くと思いますが、どうかご自愛の上、行政各般につきまして、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願いを申し上げ、6月市議会定例会の閉会にあたりましてのご挨拶といたします。

どうもご苦労さんでございました。

○議長（石橋英和君）これにて、平成25年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時37分 閉会）